



年 中 行 事 と 保 育

内 山 憲 尚

一 幼兒期の思ひ出

幼ない時の思ひ出の中に一番印象強く、くつきりと頭に刻みつけられているものゝ一つに年中行事がある。眼を閉ぢて古い昔のこととなつかしみ乍ら故郷の風物を想う時、そこに髪飾として浮んでくるのは年中行事のありさまである。

お祭の太鼓の音
花まつりの花御堂と甘茶の味
青空に泳ぐお節句の鯉
七夕まつりの笹……

次から次えと走馬燈の様にうれしい思い出が湧いて来る。年中行事は幼な心に焼きつけられた童心の眞實である。幼兒期にこの美しい焼きつけを残して置くことは、その人の一生の記念アルバムを作ることになり、その人の一生に潤いとよろこびとを與えるものである。

二 年中行事の意義

年中行事は成立が複雑であり、形式が多様であるので、その意義も一概に表わすことは困難であるが、簡単に云えば、一年の間に日を決めて行う儀式、祭典其他記念的な催しことである。

一般に年中行事と稱せられるのは古來宮中のもの及び武家のものが次第に民間行事となつたもの、例えば四方拜、元始祭雞の節句、七夕などの如きものを指すのであるが、又一方諸國の祭禮や祭禮に附隨した催物を意味することもある。即ち東京の酉の市、靜岡櫻が池の納櫃祭、吉田の火祭、京都の大秦の牛祭、奈良二月堂の水取り、徳島の阿波踊、博多のどんたく、青森の佞武多等これである。

我が國の年中行事はその起原是非常に古く大寶令に「天照大神が、始めて五穀を得て、稻穀を天狹田、長田に植えられ

た」と云うことが古事記及日本書紀にある。これに基いて十

一月卯の日を新嘗祭と定められた。(明治六年太陽暦採用と

同時に十一月二十三日に決められた)

平安朝に入つてからは、支那の文化移入と共に支那の行事及び佛教の渡來と共に佛教的行事が輸入された。即ち醍醐天皇の延喜式、大江匡房の江家次第、藤原朝隆の雲圖抄、藤原師遼の年中行事などに當時の年中行事のあり方を見ることが出来る。

源平二氏が天下をとつて以來は、新たに武家の行事が取り入れられる様になつた。室町時代の武家政治の隆昌と共に朝廷の行事は裏微を見せたが、桃山時代から江戸時代に入り人

心が安定し、泰平の世となると共に再び年中行事は盛んになり、朝廷、武家、民間の行事が次第に接近し、融合して行われる様になり、これと共にいろいろな形式の諸國行事も盛大となり、郷土的色彩を多分に取り入れて、その美を競うこととなつた。

明治六年太陽暦の採用と共に祝祭日が決まつた。これが年

中行事の基根をなし、それに民族的行事が加えられて、傳統となつて毎年くり返されて來たのであつた。

三 年中行事の種類

年中行事をかく解釋すれば、祝日、民族的行事、偉人の記念祭、宗教的なもの、地方郷土的なもの等いろいろな角度のものがあるが、今一應まとめて分類して見れば次の如し。

| | |
|-------|---------------------|
| 國民的行事 | (祝日——元日、成人の日、春分、こども |
| 民族的行事 | (國民行事——母の日、鳥の日 |
| 國際的行事 | (傳統的行事——記念日、週間行事 |

| | |
|-------|-----------------|
| 宗教的行事 | (基督教行事——母の日、鳥の日 |
| 基督教行事 | (天神祭、聖德太子祭、尊徳忌 |

| | |
|-------|----------------|
| 地方的行事 | (花まつり、成道會、お盆會 |
| 地方的行事 | (天神祭、聖德太子祭、尊徳忌 |

| | |
|-------|------------------------|
| 郷土的行事 | (基督教行事——花まつり、クリスマス、街活祭 |
| 基督教行事 | (花まつり、成道會、お盆會 |

| | |
|-------|----------------------|
| 個別的行事 | (基督教行事——花まつり、成道會、お盆會 |
| 基督教行事 | (花まつり、成道會、お盆會 |

| | |
|-------|--------|
| 祭禮 | (夏祭、秋祭 |
| 基督教行事 | (夏祭、秋祭 |

| | |
|-------|---------------------|
| 個人的行事 | (國民的行事——開校記念日、復興記念日 |
| 基督教行事 | (國民的行事——開校記念日、復興記念日 |

祝日は元日、成人の日、春分の日、天皇誕生日、憲法記念日、こともの日、秋分の日、文化の日、勤労感謝の日の九つである。

國民行事は震災記念日、時の記念日、動物愛護週間、防火週間、交通安全週間、共同募金週間の様な、國民全體が行う行事である。

民族的行事のうち、傳統的行事は、昔から行われてゐる難まつり、節分、端午の節句、お月見、七夕、七五三の様なもので、偉人祭は天神祭、聖德天子祭、尊徳忌等である。

國際的行事は母の日、鳥の日等各國で共通に行う行事。宗教的なものとしては、佛教の花まつり、お盆會、成道會、ねはん會、お會式、お十夜、報恩講の様なもの、基督教のものとしてはクリスマス、復活祭、受難週(三月廿一日から)、聖

靈降臨祭（五月十六日）等がある。

郷土的行事は各地で非常に多く、さきにあげたものゝ外、全國的に有名のものは濱松の鳳揚、太宰の牛祭、桑名石探神事、太宰府の追儺、長崎のベーロン競漕、相馬の野馬追、八

戸のへんぶり、秋田の竿燈等がある。

團體的行事は學校や國や市町村の新しい記念の日等であり個人的なものは誕生祝、個人の記念日等である。

幼兒向きのものを中心として月別に表示すれば次の如し

年 中 行 事 一 覧 表

| 月 别 | 祝 日 | 國 民 行 事 | 民 族 行 事 | 宗 教 行 事 | 國 行 事 |
|-----|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|------------------------|------------|
| 一 月 | 元日(一日) 成人の日(十五日) | | | | |
| 二 月 | | | | | |
| 三 月 | 春分の日(二十一日) | 動物愛護週間(二十一日) | 雛祭(三日) | 天神祭(二十五日) | 新年會 |
| 四 月 | 天皇誕生日(二十九日) | 植樹祭(三日) | 花まつり(八日) | 入園式 | |
| 五 月 | 憲法記念日(三日) こどもの日(五日) | 母の日(第二日曜) 児童愛護週間(五日) | 端午節句 痘祖祭(十四日) 小夏祭(六日) | 菖蒲祭(七日) 修了式 體格検査 | 良寢祭(六日) |
| 六 月 | | 時の記念日(十日) | | | |
| 七 月 | | | 七夕祭(七日) | | |
| 八 月 | | | 魂まつり(お盆十五日) | | |
| 九 月 | 秋分の日(二十三日) | 大震災記念日(一日) | 月見(下旬) | 香蘭山(八日) | 休暇 |
| 十 月 | | | | 尊徳誕(二十日) | 運動會 |
| 十一月 | 文化の日(三日) 勤労感謝の日(二十三日) | | | | 體格検査 |
| | | | | | 玩具まつり |
| | | | | | 交通安全デー(三日) |
| | | | | | 七五三祝(十五日) |

四 新しい祝日

終戦後、あらゆる面の民主化が叫ばれ、從來の祝祭日にも再検討が加えられなければならぬ様になり、との問題を國會で取り上げ、委員會を設けて審議すること十二回打ち合せあり、參議院文化委員會との合同打ち合せ會四回に及び、各種文化團體、新聞社に於ても關心を持ち輿論調査等を行つて、昭和二十三年七月二十日法律第百七十八號を以て公布された。

第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつゝ、よりよき社會、より豊かな生活を築きあげるために、こゝに國民舉つて祝い、感謝し、又記念する日を定め、これを『國民の祝日』と名づける。

第二條 國民の祝日を次のようすに定める。

元日 一月一日 年のはじめを祝う

成人の日 一月十五日 おとなになつたことを自覺し、みずか

ら生き抜こうとする青年を祝いはげます

春分の日 春分日 自然をたよえ、生物をいつくしむ

天皇誕生日 四月二十九日 天皇の誕生日を祝う

憲法記念日 五月三日 日本憲法の施行を記念し、國の成長を期する

こともの日 五月五日 こともの人柄を重んじこともの精神を

はかると共に、母に感謝する。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすゝめる

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い

國民たがいに感謝しあう

第三條 『國民祝日』は休日とする。

新しい祝日については更めて説明を要さないと思うが、まだ一般にはなじみが薄い様である幼稚園、保育所に於ても出来るだけ各種のふさわしい行事をして、もつと意義あるものとして、制定の趣旨に副うべきである。

五 我が國年中行事の特色

祝日以外の年中行事の中で、幼児の生活に直接に関連を持つてゐる傳統的行事は我が民族の血の中を流れ傳わつて來たものであるから、國土や國民的感情が多分に織り込まれてゐる。即ちその特色をあげると①子供につながりを持つていること②自然物を取り入れてゐること③人間愛が現われていることの三つをあげることが出来る。

1 子供につながりを持つてゐること。

年中行事の起源に於ては子供に關係のなかつたものも、次第に子供たちの參加となり、子供たちの行事となつたものが多き。雛まつりが曲水の宴から發し、櫻を拂う雛流し

から次第に女兒のためのものとなつたが如き、また五月五

日の端午の節句が、支那から入つて次第に男兒のための祭りとなつたが如き、又は七夕まつりが、星のロマンチックな傳説から、織物への祈願となり、更に習字の祈願となり徳川末期からは完全に子供のためのものとなつてしまつたが如きこれである。

2 自然物を取り入れていること。

日本人はその食物や自然の環境、氣候などの關係から、自然を愛好する國民である。日常の生活にも自然物を取り入れている。例えば食器や衣服の模様にしても花や草が大半を占めている。

年中行事にも、その時々の植物が必ず取り添えられて採用されている。

- | | | |
|----------|-------------------|-------------|
| 一月(正) | 月) | ……松、竹、梅、七草 |
| 二月(節) | 分) | ……豆、ひいらぎ、鰯 |
| 三月(雛まつり) | ……草餅、桃の花、豆 | |
| 四月(花まつり) | ……花御堂、甘茶 | |
| 五月(端午節句) | ……菖蒲、鯉、よもぎ、かしわ餅 | |
| 六月(田 | 植) | ……田植の行事 |
| 七月(七 | 夕) | ……盆、お盆の飾りもの |
| 九月(月 | 見) | ……籠、團扇 |
| 十月(えびす講) | ……菊、えびす講のかざりもの | |
| 十一月(西の市) | ……西の市のくま手、草市、亥の子飾 | |
| 十二月(餅つき) | ……餅 | |

等季節々々の自然物と結びついて居ることがわかる。
人間愛が現われてゐること。

年中行事の成立が美しい人間愛の發露であるものが多い傳統的な行事を見ても雛まつりが人形を愛する氣持ちや、女子の子を可愛がる意味から、五月の端午は男の子を愛する氣持ちからであり、七五三の子供のお祝の如き、又は魂まつりが母に対する孝養に發しているが如きこれである。

六 年中行事と幼児教育

幼少時代に受けた生活の思い出は、人間の一生を通じ、魂の底に、そのよろこびをきざみ込むものである。年中行事の教育的價値のうち主なるものをあげれば次の如し。

1 情操教育

傳承的な行事の中には、子供の心に美と潤とを持たせる分子が澤山盛り込まれてゐるものが多い。七夕の籠にしても、雛まつりのお人形にしても、又は祭竹の飾りにしてもすべて美しい繪巻きである。

2 郷土教育

郷土を知り、郷土を愛する氣持ちは、社會を愛し、祖國を愛する基礎ともなるものであるから、幼少時に出来るだけ郷土の催しに親しましめることが必要である。

郷土教育には三つの類型が考えられる。
第一は客観的主知的郷土教育であつて、郷土の共通の特色を知らしめ、郷土觀念を植えつけ様とするもので、郷土

文化、郷土改善の實をあげること目的とする。

第二は客觀的情的教育であつて、郷土愛を覺醒させんとする、情操を對照とする意味の郷土えの愛着的な教育である。所謂郷土愛の育成に役立つべき教育の在り方である。

第三は主觀的郷土教育であつて、空間的實質的郷土、土地及自然の中に兒童の體驗的領域を構成するものを以つて教育の對象としての郷土の概念を形造らうとするものである。主知主義に反対する點に於て、客觀的情的なものと共通である。

何れにせよ郷土的な氛圍氣を通じて、郷土を知り、愛着を持たしめ、社會愛、隣人愛、祖國愛の育成に役立たしめんとするものである。

3 宗教教育

年中行事の中の半は宗教から發し、又は宗教と結びついたものである。花まつり、お盆や彼岸は佛教的であり、春秋の祭禮や地方的な神事又は禮拜儀式の形式のものは神社の關係のものが多く、クリスマスや復活祭などはキリスト教の行事である。かゝる宗教的行事に參加させることによつて宗教的情操に呼びかけて間接的な宗教教育を施すこととなるのである。なお節分や大抵に基因する行事は穢を拂い邪惡を除く清淨心の涵養となり、これもまた一つの宗教的な教育と見なすことが出来る。

4 國際教育

年中行事の新しい意義の一つとして國際的な教育をあげ

ることが出来る。從來、鎮國主義、封建主義によつて、廣く世界的な眼の開かれていた我が國民は、國際的な氣持ちが不足していたのである。年中行事の國際的なもの

参加により、これの教育の一助ともすることが出来る。

三月三日の雛まつり會を、芝の兒童館で催し、園児の遊戲や唱歌や劇などをやつたが、アメリカのジョンソンスクールの子供たち二十五名を招待して、見ていたゞきお人形を贈つて子供の眞心を現はしたのであつたが、大變によろこんで歸られた。又當園の幼兒たちも國際的な氣持ちを多少は持ち得た様に見受けられた。

以上幼兒發育の上に年中行事の必要なことを述べたが、實際問題として、年中行事は出来るだけ、幼兒の手で、幼兒中心のものを行つて、保育に變化と潤とを與えることが必要であることを力説する次第である。
〔雛まつりから歸つて〕

四、志願者が採用志願者名簿に記載されて一年を経過しても採用されなかつた場合はその効力は失われ、又改めて志願しなければならない。

なお幼稚園關係の志願者名簿は、幼稚園教諭採用志願者名簿と幼稚園講師採用志願者名簿とに分かれ、教諭採用志願者名簿は一級普通免許状、二級普通免許状及び假免許状の各部に分かれて記載されることになつてゐる。

出願に對する詳細は、文部省人事課、地方連絡課又は各國立大學の庶務課に問合せると分る。(以上——文部省初等教育課)